

桂川町 自治基本条例



みんなで創ろう
文化の薫り高い心豊かな
桂川町

目 次

- 自治基本条例ってなんだろう? P1
- 桂川町自治基本条例の構成 P2
- 桂川町自治基本条例 P3
- 桂川町自治基本条例 解説 P11

解 説 目 次

<p>前文 11</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的 11</p> <p>第2条 条例の位置付け 12</p> <p>第3条 定義 12</p> <p>第4条 基本理念 14</p> <p>第5条 基本原則 14</p> <p>第2章 町民の権利及び責務</p> <p>第6条 町民の権利 15</p> <p>第7条 町民の責務 16</p> <p>第8条 事業者等の責務 17</p> <p>第3章 議会の役割及び責務</p> <p>第9条 議会の役割及び責務 17</p> <p>第10条 議員の責務 18</p> <p>第4章 町長、職員及び審議会等の役割及び責務</p> <p>第11条 町長の役割及び責務 19</p> <p>第12条 職員の責務 20</p> <p>第13条 審議会等の運営 20</p> <p>第5章 町政の運営</p> <p>第14条 総合計画 22</p> <p>第15条 財政運営 23</p> <p>第16条 行政評価 23</p> <p>第17条 危機管理 24</p> <p>第6章 情報の公開及び共有</p> <p>第18条 情報の公開及び共有 24</p> <p>第19条 説明責任及び応答責任 25</p> <p>第20条 個人情報の保護 26</p> <p>第7章 参画及び協働</p> <p>第21条 町民参画の推進 26</p>	<p>第22条 男女共同参画の推進 27</p> <p>第23条 子どもの参画推進 28</p> <p>第24条 参画の対象 28</p> <p>第25条 参画の方法 29</p> <p>第26条 協働の推進 29</p> <p>第8章 住民投票</p> <p>第27条 住民投票の実施 30</p> <p>第28条 住民投票の発議及び請求 31</p> <p>第9章 地域コミュニティ</p> <p>第29条 地域コミュニティ活動への参画等 32</p> <p>第30条 地域コミュニティ活動への積極的な支援 34</p> <p>第31条 学校、家庭及び地域の連携 34</p> <p>第10章 環境</p> <p>第32条 環境への配慮 34</p> <p>第11章 連携及び交流等</p> <p>第33条 国及び県との連携協力 35</p> <p>第34条 他の地方公共団体等との連携 35</p> <p>第35条 町外の人々との交流 35</p> <p>第36条 多文化共生 36</p> <p>第12章 条例の見直し等</p> <p>第37条 条例の検討及び見直し 36</p> <p>第38条 自治基本条例推進委員会の設置 36</p> <p>第39条 委員会の組織等 37</p> <p>附 則 37</p>
--	--

桂川町の住民自治を推進するための基本的なルールを定めた桂川町自治基本条例が平成27年4月1日からスタート。

自治基本条例ってなんだろう？

自治ってなに？

町民ひとり一人が自らの意志と責任に基づきまちづくりに参加し、行動することをいいます。

自治基本条例ってなに？

自治基本条例は、桂川町のまちづくりの考え方、進め方などの基本的なルールを定め、町民の皆さんが主体となった自治を実現させるためのものです。

桂川町自治基本条例には、自治の基本理念・基本原則や、町民の権利と責務、議会や町長等の役割と責務のほか、まちづくりに関する基本的な事項を定めています。

なぜ自治基本条例が必要なの？

地方分権の進展により国と地方自治体が対等・協力の関係へと変わり、その地域に暮らす人たちがお互いに連携・協力して、自分たちの地域のことは自分たちで考え、決定し、行動するという「自治」本来の姿を実現していく時代になりました。また、人口減少・少子高齢化の進行や、社会環境の変化により、行政だけでは解決できない様々な地域課題が増加してきており、町民と町が協働してまちづくりを進めていくことが必要となりました。

このようなことから、町民・議会・町、それぞれの役割を明らかにし、自治のルールや仕組みを作ることが必要となってきました。

自治基本条例ができたなら何が変わるの？

この条例ができたからといって、町民の皆さんの暮らしが、急に変わるものではありません。

議会や町が、町民の皆さんに町政に関する情報を分かりやすく提供することに努めたり、町民の皆さんが行政やまちづくりに関心を持って参画していただくよう一歩ずつ取り組みを行っていきます。

どんなことが書いてあるの？

みんなが力を合わせてまちづくりしていくためには、住民自治を推進していくことが重要です。そのためには、「桂川町の自治を推進するための基本的なルール」を誰もが分かるようにしておくことが大切です。自治基本条例を見れば、桂川町のまちづくりの基本的な仕組みが分かるようになっていきます。



桂川町自治基本条例の構成

桂川町の自治基本条例は、前文と全 12 章、39 条の条文で構成しています。

前 文

第 1 章 総則

目的（第 1 条） 条例の位置付け（第 2 条） 定義（第 3 条）
基本理念（第 4 条） 基本原則（第 5 条）

第 2 章 町民の権利及び責務

町民の権利（第 6 条）
町民の責務（第 7 条）
事業者等の責務（第 8 条）

第 3 章 議会の役割及び責務

議会の役割及び責務（第 9 条）
議員の責務（第 10 条）

第 4 章 町長、職員及び審議会等の役割及び責務

町長の役割及び責務（第 11 条）
職員の責務（第 12 条）
審議会等の運営（第 13 条）

第 5 章 町政の運営

総合計画（第 14 条） 財政運営（第 15 条）
行政評価（第 16 条） 危機管理（第 17 条）

第 6 章 情報の公開及び共有

情報の公開及び共有（第 18 条） 説明責任及び応答責任（第 19 条）
個人情報の保護（第 20 条）

第 7 章 参画及び協働

町民参画の推進（第 21 条） 男女共同参画の推進（第 22 条）
子どもの参画推進（第 23 条） 参画の対象（第 24 条）
参画の方法（第 25 条） 協働の推進（第 26 条）

第 8 章 住民投票

住民投票の実施（第 27 条） 住民投票の発議及び請求（第 28 条）

第 9 章 地域コミュニティ

地域コミュニティ活動への参画等（第 29 条）
地域コミュニティ活動への積極的な支援（第 30 条）
学校、家庭及び地域の連携（第 31 条）

第 10 章 環境 第 32 条 環境への配慮

第 11 章 連携及び交流等

国及び県との連携協力（第 33 条） 他の地方公共団体等との連携（第 34 条）
町外の人々との交流（第 35 条） 多文化共生（第 36 条）

第 12 章 条例の見直し等

条例の検討及び見直し（第 37 条）
自治基本条例推進委員会の設置（第 38 条）
委員会の組織等（第 39 条）

桂川町自治基本条例

前 文

私たちの住む桂川町は、緑に満ちた自然豊かなまちで、福岡県のほぼ中央に位置し、交通の利便性に恵まれています。

歴史を振り返れば、国の特別史跡王塚古墳を始め、大小多くの古墳が存在し、古代から栄えてきました。また、明治中期以降は、我が国最大の筑豊炭田の一画を占め、日本の近代化を支えてきました。

私たちは、基本的人権と平和を基礎としたまちづくりと、人づくりを大切にする「住みたい・住み続けたい」まちに、この桂川町を更に発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

現在、地方分権の時代を迎え、地方自治体には自主自立が、町民には主権者としての自覚が求められています。そのため、「まちづくり」は、主権者である町民と町が、情報の共有の下に参画・協働して、文化の薫り高い心豊かで活力ある桂川町を築いていかなければなりません。

こうした考えの下、住民自治を推進するための基本となる理念や原則、方策等を明らかにするために、桂川町の礎としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、桂川町の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、町民の権利及び責務、議会及び町長等の役割及び責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、桂川町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町長等は、これを尊重しなければならない。

2 他の条例、規則その他規程の制定、改正及び廃止並びに計画の策定、変更及び廃止に当たっては、議会及び町長等は、この条例との整合を図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する人（以下「住民」という。）、町内で働く人及び学校に通う人並びに町内において事業を行う法人等をいう。
- (2) 町 議会及び町長等の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 町民が政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程に主体的に関わり、行動することをいう。
- (5) 協働 町民、議会及び町長等が、それぞれの責任及び役割分担を尊重し、対等な立場で相互に補完し合い、協力することをいう。

- (6) 地域コミュニティ 行政区並びに地域性及び共同意識を基盤に、共生共助の住みよい地域社会をつくるため、様々な地域の課題に自ら取り組むことを目的として町民により自主的に形成された多様な団体又は組織をいう。

(基本理念)

第4条 桂川町の自治の主体は、町民であることを基本とする。

- 2 町政は、主権を有する住民の信託に基づき行われるものとし、議会及び町長は、その信託に応えなければならない。

(基本原則)

第5条 桂川町の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定し、町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とする。

- 2 まちづくりの基本は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、社会的身分又は門地等に関わりなく、個人の人権が尊重されるまちを実現することを旨として行わなければならない。
- 3 町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとする。
- 4 町民及び町は、男女の区別なく自治を担う人材を育成するとともに、参画及び協働の機会を提供するものとする。

第2章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

第6条 町民は、誰もが平等に個性と能力を発揮し、まちづくり及び町政に参画する権利を有する。

- 2 町民は、町が保有する町政に関する情報について知る権利を有する。
- 3 町民は、法令等の定めるところにより、町の行政サービスを等しく受ける権利を有する。
- 4 町民は、まちづくりへの参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けないものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、互いを尊重するとともに、個々の能力をいかし、自治の主体としてまちづくり及び町政への参画及び地域の課題の解決に取り組むものとする。

- 2 町民は、まちづくり及び町政に関心を持ち、参画の機会を積極的に活用するとともに、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。
- 3 町民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに伴う負担を分任する責務を有する。

(事業者等の責務)

第8条 町内において事業を行う法人等は、その社会的責任を認識し、町民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めなければならない。

第3章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、住民の代表機関として、町政に関する町民の意思を的確に把握し、町政に反映させなければならない。

- 2 議会は、町政運営が適正に行われるよう監視する機能を果たさなければならない。
- 3 議会は、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行わなければならない。

4 議会は、原則として会議を公開するとともに、その審議過程、結果等議会が保有する情報を町民に分かりやすく提供し、町民との情報の共有及び開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第 10 条 議員は、選挙で選ばれた住民の代表であることを自覚し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、政治倫理の確立と自己研鑽^{さん}に努め、積極的に町民の意思を把握するとともに、町民全体の利益を最優先し、町民の信託に応えなければならない。

3 議員は、議会活動及び町政の状況について、積極的に町民に公開するよう努めなければならない。

第 4 章 町長、職員及び審議会等の役割及び責務

(町長の役割及び責務)

第 11 条 町長は、町民の信託に応えるため、この条例及び法令等を遵守し、公正、誠実及び総合的にまちづくり及び町政運営を行わなければならない。

2 町長は、町民の意思及び実情を把握し、町民福祉の増進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

3 町長は、町民の参画及び協働によるまちづくりを推進するとともに、町民との情報の共有に努めなければならない。

4 町長は、職員を指導監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材を育成しなければならない。

(職員の責務)

第 12 条 職員は、全体の奉仕者としてこの条例及び法令等を遵守し、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務能力の向上を目指し、創意工夫及び自己研鑽に努めなければならない。

3 職員は、町民の視点に立って職務を遂行し、町民との信頼関係を構築するよう努めなければならない。

4 職員は、参画と協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、自らもまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

(審議会等の運営)

第 13 条 町長等は、町の執行機関に設置する審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。）の委員を選任するに当たっては、設置目的等に応じて可能な限り公募による委員が含まれるよう努めなければならない。

2 町長等は、審議会等の委員の構成について、男女の比率及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一委員が長期にわたり委員に就任し、又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないよう努めなければならない。

3 町長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

4 前項に規定する審議会等の会議及び会議録の公開に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 町政の運営

(総合計画)

- 第14条 町長は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、議会の議決を経て、総合計画を定め、その実現を図らなければならない。
- 2 町長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く町民の参画の機会を確保しなければならない。
- 3 町長は、総合計画を実施するに当たっては、透明性を確保し、適切に進行管理を行うとともに、進捗状況を町民に公表しなければならない。
- 4 町長等は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(財政運営)

- 第15条 町長は、財政状況を的確に把握し、中長期的な視点で予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な施策の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 町長は、財政運営の状態を的確に分かりやすく町民に公表しなければならない。

(行政評価)

- 第16条 町長等は、総合計画等に基づいた施策の成果、達成度及び問題点を明らかにするため、行政評価を実施しなければならない。
- 2 町長は、行政評価の結果を的確に分かりやすく町民に公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めなければならない。

(危機管理)

- 第17条 町は、町民の安全で、安心な暮らしを確保するため、常に不測の事態に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、町民及び地域コミュニティとの連携を図らなければならない。

第6章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

- 第18条 町は、町民の知る権利を尊重するとともに、町民の町政への参加及び協働を促進するため、町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表し、又は提供しなければならない。
- 2 町は、町民の意見及び要望等並びに地域課題を把握し、町民との情報の共有を図らなければならない。
- 3 情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(説明責任及び応答責任)

- 第19条 町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程について、町民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。
- 2 町長等は、町民の意見、要望及び苦情等の申立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに応答しなければならない。

(個人情報保護)

- 第20条 町は、個人の権利及び利益を保護するため、町が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 2 個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 参画及び協働

(町民参画の推進)

第21条 町長等は、幅広い町民の参画を得てまちづくりを推進するため、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

2 町長等は、まちづくりへの参画に関する町民の意思、意見及び要望等を尊重し、適切に対処しなければならない。

(男女共同参画の推進)

第22条 町民及び町は、社会のあらゆる分野で男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、個性と能力が発揮できるよう、男女共同参画を推進しなければならない。

2 男女共同参画の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(子どもの参画推進)

第23条 子どもは、自治の主体の一員として、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画することができる。

2 町民及び町は、子どもが安全かつ健全に成長できる環境を整えなければならない。

3 町民及び町は、子どものまちづくりへの参画を積極的に推進しなければならない。

(参画の対象)

第24条 町長等は、政策の形成及びその実施過程への町民の参画を保障するため、次に掲げるもののうち町民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、町民に意見を求めなければならない。

(1) 計画の策定、変更又は廃止

(2) 条例の制定、改正又は廃止

(3) 施策の実施、変更又は廃止

(参画の方法)

第25条 町長等は、町民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査及び公聴会等の開催その他適切な方法により実施するものとする。

2 町民に意見を求めることに関し必要な事項は、別に定める。

(協働の推進)

第26条 町民及び町は、次に掲げることを基本とし、情報の共有の下に協働によるまちづくりを推進するものとする。

(1) 対等な社会の構成員として、相互の自発性及び自主性を尊重するとともに、相互の役割を認識し、理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、まちづくりの計画、実施、評価及び見直しの過程において相互の意見及び行動を反映させ、その成果を公表すること。

2 町は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、町民活動の自発性を尊重し、支援するよう努めなければならない。

第8章 住民投票

(住民投票の実施)

第27条 町長は、町政に関わる重要事項について、広く町民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 町民及び町は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第28条 桂川町の議会の議員及び町長の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、町政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、町長に住民投票の請求をすることができる。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければならない。
- 3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。
- 4 町長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 町長は、第1項の請求に係る署名者数が有権者の総数の3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第9章 地域コミュニティ

(地域コミュニティ活動への参画等)

第29条 町民は、地域コミュニティが行う多様な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）に積極的に参加することにより、これを守り育てるよう努めるものとする。

- 2 町民は、地域コミュニティ活動への参加を通して、共生する地域住民とのつながりを強くするとともに、地域の抱える課題を共有し、その解決に向けて計画的に取り組み、住みよい地域社会の維持形成に努めるものとする。
- 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について、町民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- 4 町民は、地域コミュニティ活動を展開していく中で、新たな人材の育成とともに、参画しやすい開かれた体制づくりに努めるものとする。
- 5 地域コミュニティは、他の地域コミュニティの自主性を尊重しながら、相互間の交流及び連携に努めるものとする。

(地域コミュニティ活動への積極的な支援)

第30条 町は、町民活動の重要な担い手である地域コミュニティの活動を尊重するとともに、その活動の推進及び指導者の育成など、まちづくりに関する必要な支援に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域の連携)

第31条 教育委員会は、学校、家庭及び地域との連携を深め、保護者及び地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の声や力を学校運営に反映させ、地域に開かれた活力ある学校づくりの推進に努めなければならない。

第10章 環境

(環境への配慮)

第32条 町民及び町は、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、将来にわたって良好な環境を確保できるよう努めなければならない。

2 町は、前項の規定に基づく施策の展開を図るとともに、町民への啓発に努めなければならない。

第11章 連携及び交流等

(国及び県との連携協力)

第33条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、必要に応じて、それぞれ適切な役割分担の下、国及び県と連携し、協力するものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第34条 町は、他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組まなければならない。

(町外の人々との交流)

第35条 町民及び町は、町外の人々と環境、福祉及び観光等共通する課題について積極的に情報交換を行うとともに、交流を深め、その人々の知恵及び意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(多文化共生)

第36条 町民及び町は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重するよう努めなければならない。

第12章 条例の見直し等

(条例の検討及び見直し)

第37条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容を検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(自治基本条例推進委員会の設置)

第38条 町長は、この条例の趣旨及び目的に沿った自治の推進を図るため、桂川町自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例の運用及び見直しに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、自治の推進に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、町長に意見を述べることができる。

(委員会の組織等)

第39条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 地方自治に見識を有する者 2人以内

(2) 公共的団体が推薦する者 2人以内

(3) 町民からの公募による者 4人以内

- 3 委員会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

桂川町自治基本条例 解説

前 文

私たちの住む桂川町は、緑に満ちた自然豊かなまちで、福岡県のほぼ中央に位置し、交通の利便性に恵まれています。

歴史を振り返れば、国の特別史跡王塚古墳を始め、大小多くの古墳が存在し、古代から栄えてきました。また、明治中期以降は、我が国最大の筑豊炭田の一画を占め、日本の近代化を支えてきました。

私たちは、基本的人権と平和を基礎としたまちづくりと、人づくりを大切にする「住みたい・住み続けたい」まちに、この桂川町を更に発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

現在、地方分権の時代を迎え、地方自治体には自主自立が、町民には主権者としての自覚が求められています。そのため、「まちづくり」は、主権者である町民と町が、情報の共有の下に参画・協働して、文化の薫り高い心豊かで活力ある桂川町を築いていかなければなりません。

こうした考えの下、住民自治を推進するための基本となる理念や原則、方策等を明らかにするために、桂川町の礎としてこの条例を制定します。

解 説

前文は、条例本体の前に置かれ、条例制定の背景や趣旨、決意等を示すもので、具体的な法規を定めたものでなく、前文そのものから直接に法的効果が生ずることはありませんが、個々の条文規定の解釈の指針となるものと言われています。

この自治基本条例は、桂川町の住民自治の基本となる理念や原則、方策等を定めることから、その考え方を明らかにするため前文を設けています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、桂川町の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、町民の権利及び責務、議会及び町長等の役割及び責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

解 説

本条例が達成しようとする目的を定めています。

本町における自治の「基本理念」と「基本原則」については、本条例の前文及び第4条並びに第5条において明らかにしています。

また、当該基本理念及び基本原則に基づき、本条例では、大きく①町民の権利及び責務、②議会及び町長等の役割及び責務、③まちづくりに関する基本的事項について定めており、町民主体の自治を図ることとしています。

「自治」については、自らの意思と責任に基づきまちづくりに参加し、行動することをいいます。

「まちづくり」については、一概に定義付けすることは難しいのですが、本条例では、地域が抱えている課題などに対して様々な面からの解決を図る、また、地域の人材などの地域資源を活用して、地域の価値を創造するなど、地域を明るく住みよいものとするための公益的な活動を指し、「町政」も含んだ内容と定義することとします。

「活動」については、施策、事業などの立案や、企画、実施、そして評価などの一連のすべての過程を含むものとします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、桂川町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町長等は、これを尊重しなければならない。

2 他の条例、規則その他規程の制定、改正及び廃止並びに計画の策定、変更及び廃止に当たっては、議会及び町長等は、この条例との整合を図らなければならない。

解 説

本条例の位置付けについて定めています。

・第1項について

本条例が、桂川町の自治の基本となる条例であります。その上で、自治を担う主体である町民やその信託を受けた議会及び町長等が、本条例を尊重しなければならないことを定めています。

・第2項について

議会と町長等は、他の条例、規則等の制定、改廃並びに計画の策定、変更、廃止に当たっては、本条例との整合を図らなければならないことを定めています。

今後、議会及び町長等が、他の条例や規則等を制定したり改正したりするときは、本条例の主旨を尊重する必要があることから、本条例に定める事項との整合が図られることとなります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する人(以下「住民」という。)、町内で働く人及び学校に通う人並びに町内において事業を行う法人等をいう。
- (2) 町 議会及び町長等の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 参画 町民が政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程に主体的に関わり、行動することをいう。
- (5) 協働 町民、議会及び町長等が、それぞれの責任及び役割分担を尊重し、対等な立場で相互に補完し合い、協力することをいう。
- (6) 地域コミュニティ 行政区並びに地域性及び共同意識を基盤に、共生共助の住みよい地域社会をつくるため、様々な地域の課題に自ら取り組むことを目的として町民により自主的に形成された多様な団体又は組織をいう。

解 説

本条例に使われている用語のうち、特にその意味を共通認識しておきたい重要な用語の意味について定めています。

(1) 町民

町内に住所を有する人のみならず、町内で働く人、町内の学校に通う人、また、事業所等についても、まちづくりに関する様々な活動に協力が不可欠であり、かつ、自治を担う者にとらえ、本条例では、「町民」として定義しています。

このことから、町内に住所を有する者以外でも、幅広く「町民」ととらえられることとなります。

なお、「住所」については、地方自治法第10条第1項及び住民基本台帳法第4条に規定する「住民の住所」と同一の解釈とします。

(2) 町

通常「町」という場合、漠然と町全体を指して使われることも少なくありませんが、本条例では「町」を、法人格を有する地方公共団体としての「議会+町長等（町の執行機関）」と定義しています。

条文の構成により、「町」、「町長」、「町長等」、「町民」の使い分けを行うとともに、地方公共団体としてではない町全体を指す場合には、「まち」など平仮名表記とすることとしています。

(3) 町長等

「町長等」とは、町長と教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会からなる町の執行機関としています。

当該内容については、通常、地方自治法上では「執行機関」と呼ばれていますが、本条例では、分かりやすいようにこれらの機関を総称して「町長等」ということとしています。

(4) 参画

「参画」とは、町民が政策の立案から実施及び評価に至る過程において、単に参加するだけでなく主体的に意思形成や決定に関わり、自らの発言に対して責任ある行動を行うこととしています。

(5) 協働

「協働」とは、町民、議会及び町長等が、それぞれの責任と役割を理解し、尊重しながら対等な立場で、互いに補い協力し合うこととしています。

現在の、多様化する地域の課題やニーズに対し、議会や町長等だけで取り組むことが困難な状況の中、協働は自治を推進する上で不可欠の要素となっています。

(6) 地域コミュニティ

「地域コミュニティ」とは、桂川町区長設置規程（昭和32年桂川町規程第1号）第3条に定める区域において組織された行政区を始め、地域性と共同意識を基盤に、お互いに当事者意識を高めながら共生共助の住みよい地域社会をつくるため、様々な地域の課題に自ら取り組むことを目的として町民により自主的に形成された多様な団体又は組織としています。

（参考）

○地方自治法抄

（地方公共団体の種類）

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③ 略

（地方公共団体の法人格及び事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

②～⑱ 略

（住民の意義・権利義務）

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

② 略

（委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

②、③ 略

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1 教育委員会

2 選挙管理委員会

3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

4 監査委員

② 略

③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

1 農業委員会

2 固定資産評価審査委員会

④～⑧ 略

○住民基本台帳法抄

（住民の住所に関する法令の規定の解釈）

第4条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

(基本理念)

第4条 桂川町の自治の主体は、町民であることを基本とする。

2 町政は、主権を有する住民の信託に基づき行われるものとし、議会及び町長は、その信託に応えなければならない。

解 説

本町の自治を進める上で、共有すべき基本的な考え方を「基本理念」として定めています。

自治とは、自らの意思と責任に基づきまちづくりに参加し、行動することを指しますが、行政区における地域での取り組みをはじめとした各種団体の活動など、町民自身が地域での活動を通じて担っている部分と選挙を通じて主権を有する住民の信託を受けた議員や町長が担っている部分とがあります。本条においては、そのいずれにおいても主体は町民であることを明らかにするとともに、議会及び町長はその信託に応えることとしています。

・第1項について

本町の自治の主体は、町民であるといういわゆる「住民自治」の考え方を基本とすることを定めています。

・第2項について

選挙という制度を通じて選ばれた議会と町長によって町政運営が行われますが、それは主権者である住民の信託に基づいて行うといういわゆる「団体自治」の考え方について定めています。議会と町長は、その信託に応えなければなりません。

また、「町政」については、「まちづくり」のうち、団体自治として住民が託している行政運営や議会活動の部分と定義することとし、活動全体を指す「まちづくり」の用語と使い分けを行うこととします。

(基本原則)

第5条 桂川町の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定し、町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とする。

2 まちづくりの基本は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、社会的身分又は門地等に関わりなく、個人の人権が尊重されるまちを実現することを旨として行わなければならない。

3 町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとする。

4 町民及び町は、男女の区別なく自治を担う人材を育成するとともに、参画及び協働の機会を提供するものとする。

解 説

本条例の目的及び基本理念を実現するための基本原則を定めています。

・第1項について

本町の自治は、地方自治の本旨に基づき、第1条の目的を達成するために自分たちのまちのことは自分たちで考え、決定し、誰もが当事者意識を持ちまちづくりに主体的に取り組むことを基本とすることを定めています。

・第2項について

本町のまちづくりは、すべての町民が人として尊重されるまちを実現することを基本とすることを定めています。なお、条文に列挙している「年齢、性別、国籍、障がいの有無、社会的身分、門地等」は、日本国憲法第14条第1項にならって例示的に説明したのですが、当然ながら、これに限定されたものでなく、ここに列挙されていない事項についても、不合理な差別的取扱いは、日本国憲法によってすべて禁止されています。

・第3項について

町民と町とが、まちづくり及び町政に関する情報を共有することを定めています。

町民自らがまちづくりに主体的に取り組むためには、町民は「まちの情報を知る」ことが必要であり、このことにより、町政への参画や自主的なまちづくり活動を行うことができます。

町は、持っている情報を町民に提供することはもちろんですが、町民から広く情報を得ることも必要です。町民及び町が相互に情報を発信し合い、強い信頼関係を築いていくことが、「情報の共有」であり、本当の「まちづくり」につながるものと考えます。

・第4項について

町民が主体の自治を確立するためには、男女を問わず平等に自治を担う人材の育成が必要であり、その人材が能力を発揮できるように参画と協働の機会を提供することと定めています。

第2章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

第6条 町民は、誰もが平等に個性と能力を発揮し、まちづくり及び町政に参画する権利を有する。

- 2 町民は、町が保有する町政に関する情報について知る権利を有する。
- 3 町民は、法令等の定めるところにより、町の行政サービスを等しく受ける権利を有する。
- 4 町民は、まちづくりへの参加に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参加すること又は参加しないことによって不利益な扱いを受けないものとする。

解 説

自治の主体である町民の権利について定めています。

・第1項について

すべての町民が、平等にその個性と能力を発揮して政策の立案から実施及び評価に至る過程に主体的に関わり、行動することができる権利があることを定めています。

自治の推進のためには、町民各々が力を出し合い、まちづくりや町政に参画する必要があります。そこで、本項では、「まちづくり及び町政に参画する権利」を町民の権利とすることを定めています。

この「まちづくり及び町政に参画する権利」を具体化するものとして、本条例第21条では、参画の機会の整備などを定めています。

・第2項について

町民がまちづくりや町政運営に参画及び協働するために必要となる、町が保有する町政に関する情報を知ることができる権利があることを定めています。

町民が自治を推進していくためには、まず、町政の方向性や現状などを知ることが必要です。そこで、本項では、「知る権利」を町民の権利とすることを定めています。

この「知る権利」を具体化するものとして、本条例第18条では、町は、町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表し、又は提供するとともに、町が管理する情報の公開の求めに対して、桂川町情報公開条例等に基づき情報を公開することなどを定めています。

・第3項について

町民は、町が提供する様々な行政サービスを受けられる機会が平等であることを定めています。このことは、誰もが一律平等にその行政サービスを受けられるという意味ではありません。行政サービスの受益者は、その内容ごとに法律、条例で定められています。

・第4項について

町民のまちづくりへの参加については、自発的なものであり強制されるものでないこと、また、参加、不参加により、不利益な扱いを受けないことを定めています。「不利益な扱い」とは、例えば、行政サービスの提供の拒否、地域や他人から不当な扱いを受けることなどを指します。

(町民の責務)

第7条 町民は、互いを尊重するとともに、個々の能力をいかし、自治の主体としてまちづくり及び町政への参画及び地域の課題の解決に取り組むものとする。

2 町民は、まちづくり及び町政に関心を持ち、参画の機会を積極的に活用するとともに、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

3 町民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに伴う負担を分任する責務を有する。

解 説

自治の主体者である町民の果たすべきことを定めています。

・第1項について

町民が、お互いを尊重し、個々の能力をいかして、自治の主体者としてまちづくりや町政に参画するとともに、地域の課題の解決に取り組むことを定めています。

・第2項について

町民は、本条例第6条第1項により、まちづくりや町政に参画する権利を持ちますが、その権利について積極的に活用するとともに、これを行行使する際に生じる責務として、本項では、自らの発言や行動に責任を持つことを定めています。

・第3項について

町民は、本条例第6条第3項により、行政サービスを受け権利を持つ一方で、そのサービスの提

供に伴う負担を分かち合うことを定めています。ここでいう「負担」とは、町民税等の税、分担金、使用料、手数料などの町政の運営に係る経費を指します。なお、「分任」とは、分けて負担に応ずることを意味します。

(事業者等の責務)

第8条 町内において事業を行う法人等は、その社会的責任を認識し、町民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めなければならない。

解 説

地域社会を構成する一員として、事業者等が果たすべきことを定めています。

本条例第3条の定義において、事業者等は、「町民」に含まれており、町民としての責務を担っています。事業者はその活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が近年重視されています。このことを踏まえ、活動に当たって町民が共生する地域社会の維持、発展に寄与するよう努めなければならないことを定めています。

第3章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、住民の代表機関として、町政に関する町民の意思を的確に把握し、町政に反映させなければならない。

- 2 議会は、町政運営が適正に行われるよう監視する機能を果たさなければならない。
- 3 議会は、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行わなければならない。
- 4 議会は、原則として会議を公開するとともに、その審議過程、結果等議会が保有する情報を町民に分かりやすく提供し、町民との情報の共有及び開かれた議会運営に努めなければならない。

解 説

住民の代表機関である議会の果たすべきことについて定めています。

・第1項について

議会は、住民を代表して、町政の重要な意思を決定する機関として、町政に関する町民の多様な意思を幅広く聞きその意思を的確に把握するとともに、議会等で審議し、町政に反映させなければならないことを定めています。

・第2項について

議会は、町長等の執行機関による適正な町政運営を確保するため、監視する機能を果たさなければならないことを定めています。

具体的には、町の事務の執行状況についての検査や監査委員に対する監査の請求、町の事務に関する調査を通じて町長等の事務の執行を監視することをいいます。

・第3項について

議会は、町政の課題解決の手段として政策の立案や提言を積極的に行わなければならないことを定めています。

具体的には、条例の制定、改廃などの提案を行うことを指し、議員自らの提案権に基づき町民の意思として条例等を立案することにより、町政における政策が具体化されることが期待されます。

・第4項について

議会は、原則として会議を公開することにより、積極的な情報の公開を進め、町民と情報を共有するとともに開かれた議会運営に努めなければならないことを定めています。

なお、「会議」とは、桂川町議会本会議はもとより、会期中及び閉会中の常任委員会等も含むこととします。

また、会議については、地方自治法第115条ただし書きの規定により、秘密会とする場合もあることから、「原則として」との表現としています。

(参考)

○地方自治法抄

(議事の公開原則及び秘密会)

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 略

(議員の責務)

第10条 議員は、選挙で選ばれた住民の代表であることを自覚し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、政治倫理の確立と自己研鑽^{さん}に努め、積極的に町民の意思を把握するとともに、町民全体の利益を最優先し、町民の信託に応えなければならない。

3 議員は、議会活動及び町政の状況について、積極的に町民に公開するよう努めなければならない。

解 説

住民の代表である議会議員の果たすべきことについて定めています。

本条例において、あえて議員の責務を明記したのは、議会は議員により構成されるものであり、個々の議員の責務を規定することにより、議員の果たす責任をより明確にできるという考えからです。

・第1項について

議員は、住民による選挙で選ばれた代表であることを自覚し、公平、公正で誠実な議会活動を行われなければならないことを定めています。

・第2項について

議員は、政治倫理の確立と自己の見識を高め、町民の多様な意思を把握し、町民全体の利益を優先して行動することで、町民の信託に応えなければならないことを定めています。

・第3項について

議員は、議会活動と町政の状況を積極的に公開するよう努めなければならないことを定めています。

第4章 町長、職員及び審議会等の役割及び責務

(町長の役割及び責務)

第11条 町長は、町民の信託に応えるため、この条例及び法令等を遵守し、公正、誠実及び総合的にまちづくり及び町政運営を行わなければならない。

- 2 町長は、町民の意思及び実情を把握し、町民福祉の増進を図るため、必要な施策を講じなければならない。
- 3 町長は、町民の参画及び協働によるまちづくりを推進するとともに、町民との情報の共有に努めなければならない。
- 4 町長は、職員を指導監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材を育成しなければならない。

解 説

桂川町におけるまちづくりを進める上での、桂川町の代表者としての権限を有する町長の役割及び責務を定めています。

・第1項について

町長は、住民による選挙で選ばれた桂川町の代表者として、町民の信託に基づき、公正かつ誠実にまちづくり及び町政運営を行わなければならないことを定めています。

・第2項について

町長は、町民の意思と実情を把握することに努め、様々な課題に対処し、町民福祉の増進を図るための施策を講じなければならないことを定めています。

また、「福祉」とは、地方自治法第1条の2第1項に規定される「住民の福祉」を指しており、「幸福」や「豊かさ」を意味します。

・第3項について

町長は、町民の町政への参画及び協働のまちづくりを推進するとともに、この条例の基本原則の一つである町民との情報の共有に努めなければならないことを定めています。

・第4項について

町長は、職員の監督者として適切な指導を行い、職員の能力を評価し適正に配置しなければならないことを定めています。

また、町長は、職員研修体制等の充実を図り、職員の資質と能力の向上に努め、人材の育成を行わなければならないことを定めています。

(参考)

○地方自治法抄

(地方公共団体の役割と国の役割等)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 略

(職員の責務)

- 第12条 職員は、全体の奉仕者としてこの条例及び法令等を遵守し、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、職務能力の向上を目指し、創意工夫及び自己研鑽に努めなければならない。
 - 3 職員は、町民の視点に立って職務を遂行し、町民との信頼関係を構築するよう努めなければならない。
 - 4 職員は、参画と協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、自らもまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。

解 説

桂川町におけるまちづくりを進める上での、桂川町の職員が果たすべきことを定めています。

・第1項について

町職員は、全体の奉仕者として、法律、省令、条例及び規則その他の規程に基づく事務を行うとともに、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならず、常にそのことを意識しておく必要があります。

また、「全体の奉仕者」とは、特定の個人や団体の利益のために働くのではなく、町民全体の利益のために働くことを指します。

なお、「法令等を遵守し」とは、法令を正確に解釈するという意味も含むこととします。

・第2項について

職員は、多様化し、複雑化している社会にあって、新たな能力や資質の向上が必要になることを踏まえ、職務能力の向上を図るため、創意工夫と必要な知識や技能を習得できるよう自己研鑽に努めなければならないことを定めています。

また、職務能力の向上が図られることにより、町民に提供する行政サービスの質が向上することも期待されます。

・第3項について

職員は、町民の視点に立って職務を行い、町民との信頼関係を築くよう努めなければならないことを定めています。

・第4項について

職員は、参画と協働のまちづくりの推進に努めるとともに、自らも町民であることを自覚し、本町のまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならないことを定めています。

(審議会等の運営)

- 第13条 町長等は、町の執行機関に設置する審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。)の委員を選任するに当たっては、設置目的等に応じて可能な限り公募による委員が含まれるよう努めなければならない。
- 2 町長等は、審議会等の委員の構成について、男女の比率及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一委員が長期にわたり委員に就任し、又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないよう努めなければならない。
 - 3 町長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。
 - 4 前項に規定する審議会等の会議及び会議録の公開に関し必要な事項は、別に定める。

解 説

町長等に設置する審議会等の運営と会議等の公開について定めています。

町の政策の立案に当たり、審議会等が果たす役割は大変重要であることから、専門家のみならず町民についても可能な限り委員が含まれるよう努めるものとし、町民の参画の一つの手法として考えています。

公募委員の詳細、公募の実施方法並びに選任方法及び会議の運営並びに公開等については、本条第4項に基づき別に定める規程とそれぞれの審議会等に関する法令、規則と十分整合を図りつつ、運用していく必要があります。

・第1項について

審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等の附属機関をいいます。

審議会等の委員を選任する場合には、審議会等の設置目的等に応じて可能な限り公募制を取り入れるよう努めなければならないことを定めています。また、審議会等によっては、委員の資格が法令等により制限されている場合、個人情報を取扱う場合、高い専門性が求められる場合など、公募には適さないものもあるため、「設置目的等に応じて可能な限り」としています。

・第2項について

審議会等の委員の構成については、男女の比率や選出区分が著しく偏らないように配慮するとともに、同一委員が長期にわたり就任又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないよう努めなければならないことを定めています。

なお、「男女の比率や選出区分が著しく偏らないように配慮する」ことにより、女性や青年などを含めた幅広い人材の意見を審議会等に反映させることができます。また、「同一委員が長期にわたり就任又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないよう努める」ことにより、特に公募委員に関しては、多くの町民が公募による委員となることができ、幅広い町民の参画の機会が保障されることとなります。

・第3項について

審議会等の会議及び会議録を公開し、透明かつ公正な会議運営によって、町民の町政に対する理解を得るとともに、開かれた町政の実現を図ることを定めています。

ただし、法令等で公開できないことが定められたもの、個人情報に関わるものは非公開とするため、「原則として」との表現としています。

・第4項について

前項に定める審議会等の会議及び会議録の公開について、別に定めることとしています。

(参考)

○地方自治法抄

(委員会・委員の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 略

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第5章 町政の運営

(総合計画)

- 第14条 町長は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、議会の議決を経て、総合計画を定め、その実現を図らなければならない。
- 2 町長は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、広く町民の参画の機会を確保しなければならない。
- 3 町長は、総合計画を実施するに当たっては、透明性を確保し、適切に進行管理を行うとともに、進捗状況を町民に公表しなければならない。
- 4 町長等は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

解 説

桂川町における最上位計画である「総合計画」について定めています。

・第1項について

総合計画については、旧地方自治法で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されており、市町村は、議会の議決を経て基本構想を策定することが義務付けられていました。

第5次桂川町総合計画は、旧地方自治法に基づき、議会の議決を経て定められる基本構想と、それを具体化するための基本計画、さらに毎年度の予算の先導的な役割を果たす実施計画で構成されています。

しかし、地方自治法の一部を改正する法律が平成23年8月1日に施行され、この規定が廃止されました。

この自治基本条例においても、第24条で計画の策定、変更又は廃止に際して町民参画の機会を設けるよう規定しており、桂川町の最上位計画とした総合計画も例外でなく、多くの町民参加を得て、町民の意思を十分に反映させた上で、基本構想の原案を策定しなければなりません。

こうして作り上げた基本構想の原案を成立させるには、議会の関与は欠かせないものであり、議会の議決事項とすべきことを定めています。

・第2項について

総合計画の策定や見直しに当たっては、自治の主体者である町民の意見を計画に反映させるため、幅広い町民の参画の機会を確保しなければならないことを定めています。

また、総合計画は、長期的な展望により策定していますので、社会情勢の状況に応じて検討し、見直す必要があります。

・第3項について

総合計画の実施に当たっては、各個別の計画の透明性を確保するとともに、適切に進行管理を行い、進捗状況も含めて、町民に分かりやすく情報を公表しなければならないことを定めています。

・第4項について

総合計画が他の様々な分野における重要な計画の最上位計画に位置付けられることから、他の重要な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならないことを定めています。

(財政運営)

第15条 町長は、財政状況を的確に把握し、中長期的な視点で予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な施策の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならない。

2 町長は、財政運営の状態を的確に分かりやすく町民に公表しなければならない。

解 説

自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最少の経費で最大の効果を挙げるための計画的な財政運営について定めています。

予算の調製権及び執行権は、地方自治法第149条第2号の規定により、普通地方公共団体の長の担当事務とされていることから、本条の主語は「町長」としています。

・第1項について

財政運営を総合的に進めるための桂川町の最上位計画となるのが総合計画であり、第5次桂川町総合計画を構成している基本構想は10年間、基本計画は5年間、実施計画は3年間という計画期間で策定されています。これをもって「中長期的な視点」と表現しています。

また、健全な財政運営を進めていく上で、総合計画の進捗状況を常に把握し、その着実な推進に必要な予算編成を行うよう努めなければならないことを定めています。

・第2項について

財政運営については、町民に説明責任を果たすためにも、財政運営の透明性を確保する必要があります。そのため、財政状況を広報けいせん、町ホームページ等を通じて統計・資料等を使い、分かりやすく公表しなければならないことを定めています。

(参考)

○地方自治法抄

(担当事務)

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

1 略

2 予算を調製し、及びこれを執行すること。

3～9 略

(行政評価)

第16条 町長等は、総合計画等に基づいた施策の成果、達成度及び問題点を明らかにするため、行政評価を実施しなければならない。

2 町長は、行政評価の結果を的確に分かりやすく町民に公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めなければならない。

解 説

本条例第15条で行政運営の基本事項として、中長期的な視点で予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な施策の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めることを定めています。

行政評価は、行政運営を一定の基準に従って評価し、その評価結果を行政運営の改善に結びつける取組みをいいます。

・第1項について

地方分権の進展や町民ニーズの多様化に伴い、施策の成果、達成度及び問題点を明らかにし、事業等の効果的かつ効率的な選択を行うため、行政評価を実施しなければならないことを定めています。

・第2項について

町長は行政評価を実施したときは、その結果を公表することとし、公表は、広報けいせん、町ホームページ、担当窓口での配付等いずれかの方法を通じて行うこととします。

町長は、翌年度の予算編成にも反映させるなど、行政評価の結果を行政運営に反映させるよう努めなければならないことを定めています。

(危機管理)

第17条 町は、町民の安全で、安心な暮らしを確保するため、常に不測の事態に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、町民及び地域コミュニティとの連携を図らなければならない。

解 説

不測の事態の発生時に備えた町の責務について定めています。

町は、町民が、安全で安心な暮らしを送ることができるように、地震、台風、大雨等の自然災害のほか、大事故、伝染病の蔓延、重大事件等の不測の事態において、速やかに情報収集を行い、被害状況に応じて必要な支援等を行うための体制を常に整備しておくこととしています。

これらの事態が発生した場合には、円滑に対策が実施できるように町民と地域コミュニティとの連携を図らなければならないことを定めています。

町は、各種災害等から町民を守るため、消防、自衛隊、警察、保健所などの関係機関、近隣市町村との連携を図り、防災訓練を実施するとともに、災害時における職員配備及び地域防災組織などの防災体制の充実を図る必要があります。

さらに、防災体制の整備を行うに当たっては、男女共同参画を始めとした様々な視点を取り入れることでより充実したものとなります。

また、地域においては、自助及び共助の精神により相互に協力する地域コミュニティづくりが求められます。

第6章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第18条 町は、町民の知る権利を尊重するとともに、町民の町政への参加及び協働を促進するため、町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表し、又は提供しなければならない。

2 町は、町民の意見及び要望等並びに地域課題を把握し、町民との情報の共有を図らなければならない。

3 情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

解 説

町と町民との情報の共有を図るための仕組みの整備及び情報公開について定めています。

・第1項について

町民の知る権利を尊重するとともに、町民の町政への参加及び協働を推進するためには、情報の共有は重要な事項であり、また、この条例の基本原則の一つ（第5条第3項）であることから、町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表し、又は提供しなければならないことを定めています。

・第2項について

町は、町民の意見及び要望等並びに地域課題を把握し、町民との情報の共有を図られなければならないことを定めています。

まちづくりを進めていくに当たっては、町は、町政に関する情報について積極的に町民に提供する必要があるとともに、町民からの意見及び要望等をはじめとした地域課題についても十分把握しておく必要があります。

・第3項について

情報の公開については、桂川町情報公開条例において定めることとします。

また、公開決定等に対する不服申し立てについて、実施機関（情報公開条例及び個人情報保護条例に規定する実施機関をいう。本条例第20条に同じ。）からの諮問に応じて審議する機関として「桂川町情報公開・個人情報保護審査会」を設置するなど、町民の権利と利益の救済が図られるように努めています。

（説明責任及び応答責任）

第19条 町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程について、町民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

2 町長等は、町民の意見、要望及び苦情等の申し立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに応答しなければならない。

解 説

町政の健全な発展のためには、自治の主体である町民に対し、政策の過程及び内容について具体的に明らかにする説明責任を有するとともに、町民からの町政に関する意見、要望、苦情等への取扱いについて定めています。

・第1項について

町政に関する情報は、町民と共有することが原則です。町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価等の各段階において、適切な情報の提供や説明を行うよう努めなければならないことを定めています。

・第2項について

前項の規定に基づく、町政運営に関し意見、要望等があったときに速やかに事実関係を調査し、応答しなければならないことを定めています。

(個人情報保護)

第20条 町は、個人の権利及び利益を保護するため、町が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、別に条例で定める。

解 説

自治の基本である情報の共有を進めるときに特に配慮を要するのが、個人の基本的な権利に関わるプライバシーの保護です。

町が保有する情報の中には、特定の個人に関する情報が多く含まれており、これらの個人情報が流出すると人権や個人の権利と利益が侵害される恐れがあります。

個人情報保護に関する具体的な事例は、個別条例の規定を適用することとなりますが、本条では、根幹的な考え方を本町の姿勢として明記するものです。

・第1項について

町が保有する個人情報の保護、提供及び管理等について、適切な措置を取らなければならないことを定めています。

・第2項について

個人情報保護については、桂川町個人情報保護条例において定めることとします。

また、個人情報の開示等に対する不服申し立てについて、実施機関からの諮問に応じて審議する機関として「桂川町情報公開・個人情報保護審査会」を設置するなど、個人情報の適正な管理及び利用の推進に努めています。

第7章 参画及び協働**(町民参画の推進)**

第21条 町長等は、幅広い町民の参画を得てまちづくりを推進するため、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程において、多様な手段による参画の機会を設けるよう努めなければならない。

2 町長等は、まちづくりへの参画に関する町民の意思、意見及び要望等を尊重し、適切に対処しなければならない。

解 説

自治の主体は町民であり、町民の意思に基づいたまちづくりを進めていくためには、幅広い町民の参画の機会を設けて、多様な意思、意見及び要望等が提出されることが必要です。

なお、提出された意見等に関しては、町長は、これを適切に対処する責務を負います。

・第1項について

まちづくりを推進するため、政策の企画、立案、実施及び評価等において、町民の参画を推進するよう努めなければならないことを定めています。

参画に関しては、本条例第13条に定める審議会等への委員就任や第27条に定める住民投票な

どを具体的に規定していますが、町民の参画についてはそれだけではなく、第 25 条に定める参画の方法をはじめとして、様々な制度を整え、町民の参画の機会を保障するものとしています。

・第 2 項について

まちづくりへの参画に関する町民の意思、意見及び要望等については、町長等は適切に対処しなければならないことを定めています。

また、政策の企画立案、実施及び評価並びに見直しの過程についても、本条例第 19 条において、町長等の説明責任及び応答責任を規定しています。

(男女共同参画の推進)

第 22 条 町民及び町は、社会のあらゆる分野で男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、個性と能力が発揮できるよう、男女共同参画を推進しなければならない。

2 男女共同参画の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

解 説

男女共同参画社会は、「男女が互いに人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定され、その実現は、21 世紀我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年 6 月施行されました。

同法では、国と地方公共団体に対しては、積極的な改善措置を含む施策の総合的な策定と実施が、また、国民に対しては、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本的理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならないとしたそれぞれの責務が定められています。

本条では、男女共同参画の推進について、根幹的な考え方を本町の姿勢として明記するものです。

・第 1 項について

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画を推進しなければならないことを定めています。

現在、男女雇用機会均等法、男女共同参画基本法等により、「男女平等」は法的には整備されています。しかし、依然として存在する固定的性別役割分担意識に基づく、社会的慣習や慣行は根強く残っており、「個人の人権が尊重されるまち」の実現に大きな妨げとなっています。

男女共同参画社会の実現は、桂川町のまちづくりの重要課題の一つです。

・第 2 項について

男女共同参画の推進に関する事項は、この自治基本条例では定めず、別の条例で定めることとしています。

男女の人権が尊重され、男女が個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力あるまちを築くために、本町においても「(仮称) 男女共同参画推進に関する条例」を定めることとしています。

(子どもの参画推進)

第 23 条 子どもは、自治の主体の一員として、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画することができる。

- 2 町民及び町は、子どもが安全かつ健全に成長できる環境を整えなければならない。
- 3 町民及び町は、子どものまちづくりへの参画を積極的に推進しなければならない。

解 説

子ども（18歳未満の町民をいう。以下同じ。）は、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有するとともに、町民及び町は連携し、桂川町の将来の自治を担う子どもの健全育成に努めること、また、子どものまちづくりへの参画を推進することを明らかにしたものです。

なお、町の将来を担っていくのは今の子どもたちであり、その子どもたちを健全に育てていく取り組みは、まちづくりの中心的な課題の一つです。そのため、この取り組みが、将来のまちづくりの推進につながるという強い思いから、本条については、条文立てを行いました。

・第1項について

子どもたちは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画することができることを定めています。

なお、参画に当たっては、子どもたちは自治の主体の一員であるとの認識の下、周囲の大人が、子どもたちの年齢や発達段階に合わせた配慮を行う必要があります。

・第2項について

子どもは、安全かつ健全に成長できる環境の中で育つ権利を有しています。

そのため、町民及び町は、家庭、学校、地域社会が一体となり、子どもが自ら学び、遊び、運動をし、健全に育つことができる環境を整備しなければならないことを定めています。

・第3項について

町民及び町は、子どもがまちづくりに参画しやすい仕組みを整備するなど、子どもの参画を積極的に進めなければならないことを定めています。

そのためには、子ども会活動の育成及び活性化は欠かすことのできない必須条件であり、指導者の養成など組織的・継続的な取り組みが強く求められています。

なお、本条例においては、住民投票に関する規定を除き、条文中に年齢を制限する規定は設けていません。

町民及び町は、第13条に定める審議会への委員就任や第25条に定めるパブリックコメント等についても、事案の性質や影響を考慮する必要はあるものの、子どもたちに積極的に参画を促していく必要があります。

(参画の対象)

第 24 条 町長等は、政策の形成及びその実施過程への町民の参画を保障するため、次に掲げるもののうち町民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、町民に意見を求めなければならない。

- (1) 計画の策定、変更又は廃止
- (2) 条例の制定、改正又は廃止
- (3) 施策の実施、変更又は廃止

解 説

町民参画の対象となる事項及びその手法について定めています。

自治の主体は町民であり、町民の意思に基づいたまちづくりを進めていくためには、幅広い町民参加の機会を設けて、より多くの町民から多様な意見を提出していただくことが必要になります。

この項では、自治の主体である町民の参画を保障するために、計画の策定、変更又は廃止、また、条例の制定、改正、廃止、さらに、施策の実施、変更、廃止する場合で、町民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、町民に情報を提供して意見を求めなければならないことを定めています。

なお、その方法については、本条例第 25 条に定めています。

(参画の方法)

第 25 条 町長等は、町民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査及び公聴会等の開催その他適切な方法により実施するものとする。

2 町民に意見を求めることに関し必要な事項は、別に定める。

解 説

第 24 条の規定に基づく、町民の意見を求める方法を定めています。

・第 1 項について

町民の意見を聞く方法は、パブリックコメント、アンケート調査や公聴会、町政懇談会等の開催などがありますが、その方法については、対象となる事案に対して適した方法により実施することとします。

・第 2 項について

町民に意見を求める方法の代表的な制度であるパブリックコメント（意見公募）の手続きについて、別に定めることとしています。

(協働の推進)

第 26 条 町民及び町は、次に掲げることを基本とし、情報の共有の下に協働によるまちづくりを推進するものとする。

(1) 対等な社会の構成員として、相互の自発性及び自主性を尊重するとともに、相互の役割を認識し、理解を深めること。

(2) 目的を共有するとともに、まちづくりの計画、実施、評価及び見直しの過程において相互の意見及び行動を反映させ、その成果を公表すること。

2 町は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、町民活動の自発性を尊重し、支援するよう努めなければならない。

解 説

協働によるまちづくりを推進するために必要な施策について定めています。

・第 1 項について

町民及び町は、本項第 1 号及び第 2 号に規定していることを基本として、情報の共有の下に協

働によるまちづくりを推進することを定めています。

第1号では、町民と町は、対等な社会の構成員であることを自覚し、お互いの自発性と自主性を尊重しながら、それぞれの役割を認識し、理解し合うこととしています。

第2号では、町民と町は、まちづくりの目的を共有し、まちづくりの計画、実施、評価及び見直しの過程において、それぞれの意見や行動を反映させ、その成果を公表することとしています。

協働とは、本条例第3条第5号において、町民、議会及び町長等が、それぞれの責任と役割を理解し、尊重しながら対等な立場で、互いに補い協力し合うことと定義しています。

・第2項について

町は、町民との協働によるまちづくりを推進するに当たり、町民活動の自発性を尊重し、活動のための情報の提供、人材育成及び環境整備など、様々な方法で支援するよう努めなければならないことを定めています。

第8章 住民投票

(住民投票の実施)

第27条 町長は、町政に関わる重要事項について、広く町民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 町民及び町は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

解 説

住民投票の実施に関し、基本的な要件を定めています。

住民投票の実施については、直接選挙で選ばれた議会の権限（間接民主制）と住民の直接の意思表示（直接民主制）に関し、地方自治法をはじめとした各種法律は、条例に優越するとされていることから、「実施することができる」、「尊重しなければならない」等の表現としています。

・第1項について

住民投票に関し、町政に関する重要事項の決定について、桂川町に居住する「住民」の意思を直接問うことができる制度を定めています。

住民投票は住民の意思を直接把握できる反面、少数意見の取り扱いや場合によっては町民間にしこりが残ることなど課題もあることから、桂川町の将来を左右し、住民一人ひとりの意思を確認する必要に迫られた時の最終手段としてのみ行われるべきものと考え、町政に関する重要事項について、住民投票を実施できることとしています。

あくまでも住民が選挙で選んだ町長、議員を住民の代表とする間接民主制が基本であり、住民投票はそれを補完し、まちづくりを充実させる制度として位置付けることとします。

・第2項及び第3項について

第2項において、本条例で定めるもののほか、投票資格、投票方法、成立要件などの住民投票の詳細の規定については、別に条例で定めることとしています。

一般的に住民投票制度については、事案ごとに条例を定める「個別型」と住民投票の実施に必要な投票資格者や請求手続などをあらかじめ条例で定めておく「常設型」があります。みんなで考える委員会の提言では、「常設型」を選択しています。

このことから、本町における住民投票については、必要な要件を満たせば、住民投票を実施することができる、「常設型」に定めています。

第3項において、住民投票の結果については、町民と町長及び議会を拘束することはできませんが、住民投票の結果を厳粛に受けとめ、尊重しなければならないことを定めています。

(住民投票の発議及び請求)

第28条 桂川町の議会の議員及び町長の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、町政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、町長に住民投票の請求をすることができる。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければならない。
- 3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。
- 4 町長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 町長は、第1項の請求に係る署名者数が有権者の総数の3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

解 説

住民投票の請求の要件や議員発議等について定めています。

基本的には、地方自治法の規定を準用し、その要件を定めています。

・第1項及び第2項について

町長に住民投票の請求ができる範囲については、「桂川町の議会の議員及び町長の選挙権を有する者」と定めています。当該請求者について、本条例第3条第1号に定義する「町民」とすると、その確認が大変困難であることから、本町における町長選挙及び町議会議員選挙の要件（町内に住所を有し3ヶ月以上桂川町に居住する20歳以上の日本国籍を持つ住民）としています。このことから、外国人の方や未成年の方は当該請求の対象となりません。

また、住民投票は住民の大多数が関心を持つテーマでのみ実施する必要があることから、「町政に関わる重要事項について」住民投票の請求ができることとしています。

また、住民からの請求に必要な連署の数は有権者の総数の50分の1以上と設定しています。この50分の1という数は、地方自治法第74条にある条例の制定又は改廃の請求に必要な署名数に準じており、制度の乱用にはつながらないと考えます。なお、第2項により、町長は、住民から当該条項に基づく請求があった場合は、意見を付けて議会に付議する必要があることを規定しており、当該請求の実効性の担保を図っています。

・第3項について

議員に関しては、地方自治法第112条第2項の規定に準じ、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施についての発議を行うことができることを定めています。具体的には、平成27年3月現在桂川町議会の議員定数は10名であることから、その12分の1以上である1

名以上の賛成があれば、住民投票の実施の発議ができることとなります。

・第4項について

議会の成立要件に関しては、議員の過半数以上の議決をその要件としており、地方自治法第116条の規定より通常の表決と同一としています。

町長については、議会の議決に対して、地方自治法第176条に規定する再議権を、条例の制定や予算に関する議決と同様に行使できることは、当然の権限として認められ、議決後は、住民投票の実施を義務付けることとします。

・第5項について

第1項の請求に係る署名者数について有権者の総数の3分の1を超えた場合については、第27条第1項に定める「町政に関する重要事項について、広く町民の意思を確認する」必要があるものと判断し、議会に諮ることなく、住民投票を実施しなければならないことを定めています。

なお、必要な署名者数である3分の1については、地方自治法に規定されている直接請求権のうち、最も多くの署名が必要である議会の解散や首長の解職要求の要件と整合性を図っています。

- (参考)
- 地方自治法抄
(条例の制定又は改廃の請求とその処置)
 - 第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。
 - ②～⑨ 略
(議員の議案提出権)
 - 第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算についてはこの限りでない。
 - ② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

- ③ 略
(表決)
- 第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決すところによる。
- ② 略
(議会の瑕疵ある議決又は選挙に対する長の処置)
- 第176条 普通公共団体の議会における条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定があるものを除く外、その送付を受けた日から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。
- ② 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。
- ③ 前項の規定による議決については、出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。
- ④～⑧ 略

第9章 地域コミュニティ

(地域コミュニティ活動への参画等)

- 第29条 町民は、地域コミュニティが行う多様な活動(以下「地域コミュニティ活動」という。)に積極的に参画することにより、これを守り育てるよう努めるものとする。
- 2 町民は、地域コミュニティ活動への参加を通して、共生する地域住民とのつながりを強くするとともに、地域の抱える課題を共有し、その解決に向けて計画的に取り組み、住みよい地域社会の維持形成に努めるものとする。
 - 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について、町民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
 - 4 町民は、地域コミュニティ活動を展開していく中で、新たな人材の育成とともに、参画しやすい開かれた体制づくりに努めるものとする。
 - 5 地域コミュニティは、他の地域コミュニティの自主性を尊重しながら、相互間の交流及び連携に努めるものとする。

解 説

本章は3条で構成し、まちづくりの重要な担い手である地域コミュニティの役割や、町民と地

域コミュニティとの関係、地域コミュニティ活動への町の支援などについて定めています。

本条例第3条に定義している「地域コミュニティ」は、行政区を始め、地域性と共同基盤を基礎に、共生共助の住みよい地域社会をつくるため、様々な地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された多様な団体又は組織と捉えています。

・第1項について

本条は、地域コミュニティによるまちづくりに積極的に参加・活動することによって、地域コミュニティの活性化を図り、まちづくりの重要な担い手である地域コミュニティを維持し、発展させるため、守り育てるよう努めることを定めています。

・第2項について

町民は、地域コミュニティ活動への参加を通して、誰もが安心して共に生きる地域社会の維持形成に努めることを定めています。また、地域の活動には、防災、防犯、清掃、レクリエーションや地域の伝統文化、行事の継承など様々な活動があります。それらの諸活動に進んで参加することにより地域住民とのつながりを強くすることができ、地域の様々な問題を解決する上で、大きな役割を果たし、楽しく生活しやすい地域社会が形成されることが期待されます。

・第3項について

町民が地域コミュニティ活動に自発的かつ積極的に参加できるようにするためには、その活動の内容を町民に分かりやすくし、予算や役員構成など運営状況の透明性を図るとともに、地域コミュニティ活動が果たしている役割やその活動について町民の理解と共感を得るよう努めることを定めています。

・第4項について

地域には人材、組織、施設、行政区、各種団体等多様な社会資源があり、これらを積極的に活用し、地域コミュニティ活動を展開することが大切です。

また、児童・生徒の地域コミュニティ活動を推進するためには、子ども会活動、レクリエーション活動、文化伝承活動、福祉体験活動、ボランティア活動などが重要であり、これらの活動がボランティア精神の醸成と地域の人材育成につながると考えます。

しかしながら、少子高齢化の進行や生活様式の多様化などにより、行政区等への加入や地域活動への参加が減少する傾向があります。

町民は、地域コミュニティの希薄化が進む中で、行政区等の運営を支える地域の人材育成を推進するとともに、参画しやすい体制づくりを確立するよう努めることを定めています。

・第5項について

地域コミュニティは、地域の絆、つながりによって成り立つものであり、相互の連携を図り、地域課題の解決に向け取り組むことが求められています。

また、他の地域との共通する課題の解決など、必要に応じて行政区等と公益性を有する活動を行う団体とが連携し、地域コミュニティの自主性を尊重し、お互いの交流及び連携に努めることを定めています。

(地域コミュニティ活動への積極的な支援)

第 30 条 町は、町民活動の重要な担い手である地域コミュニティの活動を尊重するとともに、その活動の推進及び指導者の育成など、まちづくりに関する必要な支援に努めなければならない。

解 説

地域コミュニティに対する町の支援について定めています。

町の基本的な役割として、行政区や各種団体等の地域コミュニティが行う自主的な活動の重要性及び果たすべき役割を十分に尊重し、まちづくりを目的とした活動に対して、人的な支援及び必要に応じた支援に努めなければならないことを定めています。

(学校、家庭及び地域の連携)

第 31 条 教育委員会は、学校、家庭及び地域との連携を深め、保護者及び地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の声や力を学校運営に反映させ、地域に開かれた活力ある学校づくりの推進に努めなければならない。

解 説

子どもたちの教育は、学校と家庭、地域が連携し、地域全体で子どもを育てる環境を充実させることが重要となっています。

教育委員会は、桂川町の将来を担う子どもたちに「生きる力」の基礎となる確かな学力、豊かな心、健やかな体を身につけさせるため、学校、家庭、地域の相互の連携を深めるとともに学校教育と社会教育とが連携・融合を図るよう努めなければならないことを定めています。

また、保幼・小・中一貫した教育の下、保幼から義務教育9年間の教育目標と諸施策を推進し、確かな学力や体力の向上に努めるとともに、保護者や地域住民の学校行事への参加などを促し、地域の声や力を学校運営に反映させ学校改善に生かすなど、地域に開かれた活力ある学校づくりを推進するよう努めなければならないことを定めています。

第 10 章 環境

(環境への配慮)

第 32 条 町民及び町は、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、将来にわたって良好な環境を確保できるよう努めなければならない。

2 町は、前項の規定に基づく施策の展開を図るとともに、町民への啓発に努めなければならない。

解 説

町民及び町における自然環境及び生活環境への配慮について定めています。

良好な自然環境及び生活環境の保全については、町民や町全体での取り組みが不可欠であることから、その果たすべき役割を示しています。

なお、将来にわたって良好な環境を残すことは、現世代の我々の重要な責務であり、良好な環境のもとで、自治がより推進されるとの強い思いから、当該条文については、1条のみですが章立てを行いました。

・第1項及び第2項について

町民及び町全体で、自然環境と生活環境の保全に取り組むよう努めなければならないことを定めています。

良好な環境の確保のためには、環境基本法等に基づく行政の施策はもちろんのことですが、環境への負担を軽くするために、ゴミの減量化及び分別、リサイクルなど、町民の日常生活における自発的な取り組みも必要です。このことから、町は、町民に対し、環境への正しい理解を深めてもらうため、各種啓発等に努めなければならないことを定めています。

第11章 連携及び交流等

(国及び県との連携協力)

第33条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、必要に応じて、それぞれ適切な役割分担の下、国及び県と連携し、協力するものとする。

解 説

本条は、地方分権時代における国及び県との連携・協力について定めています。

地方分権改革に伴い、国及び県と町は対等な関係となったことを踏まえ、必要に応じて、議会及び町は、国及び県との適切な役割分担のもとに対等な立場で相互に連携を図りながら協力してまちづくりを推進していくことを定めています。

(他の地方公共団体等との連携)

第34条 町は、他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組まなければならない。

解 説

本条は、町と他の地方公共団体及び関係機関との関係について定めています。

町は、国及び県との関係だけではなく、町政運営を行う上で町単独で解決することが困難な課題や共通する課題について、他の地方公共団体及び関係機関などと積極的な情報交換を行うなど相互理解を図り、広域的な連携を進め、協力して共通課題の解決やまちづくりに取り組まなければならないことを定めています。

(町外の人々との交流)

第35条 町民及び町は、町外の人々と環境、福祉及び観光等共通する課題について積極的に情報交換を行うとともに、交流を深め、その人々の知恵及び意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

解 説

本条は、町外の人々との様々な交流を通じた連携と本町のまちづくりとの関係について定めています。

町民及び町は、町外の人々と様々な共通課題について積極的な情報交換を行い、交流を通して連携を図るとともに、その交流から得られた情報や意見などをまちづくりに活用するよう努めることを定めています。

(多文化共生)

第 36 条 町民及び町は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重するよう努めなければならない。

解 説

本条は、国籍や民族、文化を理解し、すべての人が互いに認め合い、尊重しながら暮らすことのできる多文化共生社会を目指すまちづくりを進めるよう努めなければならないことを定めています。

近年、日本の外国人住民の数は急増しています。

また、製造業が盛んな地域においては、雇用の受け入れが進み、外国人住民が増加するとともに、定住化が促進され、国際結婚や永住資格の取得など、今後も更なる増加が予想されます。

こうした状況を踏まえ、国籍や民族などが異なる人々が文化の違いを知り、対等な関係を築くため、それぞれの立場で交流しながら理解を深め、尊重し合うよう努めることによって、町民として共に生きていける多文化共生の考えに基づき、定めています。

第 12 章 条例の見直し等**(条例の検討及び見直し)**

第 37 条 町は、5 年を超えない期間ごとに、この条例の内容を検討し、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

解 説

本条例の見直しに関することについて定めています。

本条例の見直しに当たっては、5 年を超えない期間ごとに条例の内容を検討することと定めています。

本条例は普遍的なものではなく、社会情勢の変化や町の新たな取り組みなどにより、常に時代に即したより良いものとしていくという考えから、少なくとも 5 年に一度は見直し等の必要な措置を講ずることとしたものです。

なお、条例の内容の検討に当たっては、本条例第 38 条に定める桂川町自治基本条例推進委員会の意見を踏まえることとします。

(自治基本条例推進委員会の設置)

第 38 条 町長は、この条例の趣旨及び目的に沿った自治の推進を図るため、桂川町自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例の運用及び見直しに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、自治の推進に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、町長に意見を述べることができる。

解 説

本条例の各条文の運用状況の把握とその充実を図るため、本条例の制定と併せ、桂川町自治基本条例推進委員会（以下、本条及び次条において「委員会」という。）を設置し、町長に意見を述べることを定めています。

・第1項について

委員会設置に係る規定を定めています。本条例の施行後、速やかに当該委員会を立ち上げることとします。

・第2項及び第3項について

委員会における調査審議事項及び町長への意見の提出に関することについて定めています。

当該委員会において、本条例の運用及び見直しに関する事項を調査審議することにより、この条例の実効性の担保の役割が果たされることとなります。

(委員会の組織等)

第39条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 地方自治に見識を有する者 2人以内

(2) 公共的団体が推薦する者 2人以内

(3) 町民からの公募による者 4人以内

3 委員会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

解 説

委員会の組織の構成等について、定めています。

・第1項から第4項について

委員会の組織や運営に関し、必要な事項を定めています。

委員構成については、本条例は、行政のみならず町民が主体となってまちづくりを進めていく必要があることから、全体を8名以内とし、町民からの公募委員の人数を委員総数の2分の1である4人以内と定めています。

なお、運営に関し必要な事項は、別に規則で定めることとしています

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

解 説

附則では条例の本則（本文）に付随する必要事項を規定していて、この条例の効力が発動する期日を定めています。

問合せ先

桂川町役場企画財政課

TEL 0948-65-1085 FAX 0948-65-3424

E-mail : kikaku@town.keisen.lg.jp